

平成 2 8 年度
自治基本条例の運用状況検証結果

平成 3 0 年 3 月
おいらせ町自治推進委員会

平成 28 年度自治基本条例の運用状況検証結果について

自治基本条例第 39 条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、平成 29 年 4 月 25 日から平成 30 年 2 月 6 日にかけて 5 回の自治推進委員会を開催し、検証作業を行いましたので、その結果を報告します。

1. 行政の役割と責任① 第 13 条 役割と責任

町の代表者としての町長の役割と責任、町民のために働く者としての町職員の役割と責任の状況について検証した。

町長や町職員に資質を欠くような問題行動はみられない。日常的な定型業務であっても、町民の幸せや自治基本条例の理念に通じるものがあるので、職員らには当該条例の認識をもっと高めていただきたい。

2. 行政の役割と責任② 第 14 条 行政の執行

行政の執行のうち、予算の執行、町長、職員の資質向上等の取組み状況について検証した。

財政運営は概ね健全である。町長や町職員は各種研修を定期的に受講しており、学習意欲も旺盛である。学んだことを町民にも還元していただきたい。

3. 行政の役割と責任③ 第 15 条 町民との関係

おいらせ町長等及び町職員と町民との関係の状況について検証した。

本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかった。

4. 行政の役割と責任④ 第 16 条 苦情・相談への対応

苦情・相談への対応についての取組み状況について検証した。

対応は適正である。

5. 行政の役割と責任⑤ 第17条 情報公開と説明責任

事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取組み状況について検証した。

説明会等の開催回数は前年並みであった。引き続き、わかりやすい情報公開と参加しやすい説明会の開催及び参加状況や質疑応答など開催結果の公表に努める必要がある。

6. 行政の役割と責任⑥ 第18条 危機管理

危機管理施策の取組み状況について検証した。

万全ということはないが、その取組は一定の水準に達しており、自主防災組織の組織率も高い。今後も引き続き町民の防災意識を高めていく施策を求める。

7. まちづくりのしくみ① 第29条 財政運営

効率的な財政運営のための取組状況について検証した。

財政運営は概ね健全である。財政計画（総合計画）の策定には、協働のまちづくりを実現するために住民の意見が反映される仕組みもあるので、もっとPRに努めてほしい。

8. まちづくりのしくみ② 第31条 情報公開・情報共有

事務事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況について検証した。

情報公開の範囲は年々広がっているが、会議録を公表していない附属機関があるので可能な限り公表してほしい。

9. まちづくりのしくみ③ 第33条 参加の保障

町民の意見を求めるために実施した事務・事業とパブリックコメントの実施状況について検証した。

- ①事務・事業の名称が堅苦しくて分かりにくい。参加意欲の湧く名称やサブタイトルを考えてほしい。
- ②意見が出やすくする工夫や努力をしてほしい。
- ③意見に対する結果（反映）を出さなければ意味がないし、人は集まらない。
- ④参加者や意見が偏らない工夫をしてほしい。

10. まちづくりのしくみ④ 第36条 選挙における情報共有

住民が参加しやすい選挙のための取組み状況について検証した。

公職選挙法により、候補者と住民の情報共有を図るような施策は難しいが、今後も投票率向上のためにPR等に努めてほしい。

以上、検証結果の報告とします。

なお、運用状況検証資料については、別紙をご参照ください。

平成30年3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 柏崎 利信

委員 大槻 勝助

委員 蛭名 由美子

委員 川澄 忠男

委員 道川 正

『平成 28 年度における自治基本条例の運用状況検証資料』

平成 26 年度に策定した運用状況検証計画（H26～30）に従い以下の項目を検証する。

1. 行政の役割と責任① 第 13 条 役割と責任

町の代表者としての町長の役割と責任、町民のために働く者としての町職員の役割と責任についての状況

2. 行政の役割と責任② 第 14 条 行政の執行

行政の執行のうち、予算の執行、町長、職員の資質向上等の取組み状況

3. 行政の役割と責任③ 第 15 条 町民との関係

おいらせ町長等及び町職員と町民との関係についての状況

4. 行政の役割と責任④ 第 16 条 苦情・相談への対応

苦情・相談への対応についての取組み状況

5. 行政の役割と責任⑤ 第 17 条 情報公開と説明責任

事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取組み状況

6. 行政の役割と責任⑥ 第 18 条 危機管理

危機管理施策の取組み状況

7. まちづくりのしくみ① 第 29 条 財政運営

効率的な財政運営のための取組状況

8. まちづくりのしくみ② 第 31 条 情報公開・情報共有

事務事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況

9. まちづくりのしくみ③ 第 33 条 参加の保障

- 1) 町民の意見を求めるために実施した事務・事業
- 2) パブリックコメントの実施状況

10. まちづくりのしくみ④ 第36条 選挙における情報共有
住民が参加しやすい選挙のための取組み状況

11. 特にお知らせしたい事項

1. 行政の役割と責任① 第13条 役割と責任

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

【解説】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

当会委員による町長等及び町職員とのコミュニケーションや公約の進捗状況等の検討、刊行資料の確認等を行い、その役割と責任について検証した。

検証①町長や町職員に資質を欠くような問題行動はなかった。

検証②日常業務にはあまり必要ないかもしれないが、自治基本条例に対する町職員の認識を高める余地がある。

2. 行政の役割と責任② 第14条 行政の執行

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。

3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

【解説】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

おいらせ町総合計画実施計画、予算に関する説明書、決算報告書（主要施策の成果）等の刊行資料を確認し、健全な財政運営が行われているか検証した。
各種研修実施状況を調査し、町長、町職員の学習状況を検証した。また、役場内部の情報共有の状況を職員から聞き取りした。

検証①財政運営は概ね健全であるといえる。

検証②町長や町職員は資質向上のための各種研修を定期的に受講しており、学習意欲は旺盛である。

検証③庁議等で役場内部の情報共有を図る機会は設けられている。

3. 行政の役割と責任③ 第15条 町民との関係

（町民との関係）

第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

【解説】

これまでは国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありましたが、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

町長や町職員の心構えを説いた条文であり、数値的な検証は困難である。本条の趣旨を阻害するような町政が行われていないかを検証するに留めた。

検証①町政全般において本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものである。

4. 行政の役割と責任④ 第16条 苦情・相談への対応

(苦情・相談への対応)

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

【解説】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

「町民の声」「行政相談」への対応状況を確認し、苦情・相談への対応が適正に行われているか検証した。

検証①苦情・相談へは適正な対応を行っている。

5. 行政の役割と責任⑤ 第17条 情報公開と説明責任

(情報公開と説明責任)

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

【解説】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

○事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取り組み状況

No.	事務・事業の名称	取り組み状況	開催回数・参加者数	担当課
1	町立児童館の今後運営等に関する利用者・住民説明会	町立児童館の利用者アンケートの結果、統廃合、名称変更等の説明を町内3会場で開催	開催回数：3回 参加者数：46人	町民課
2	都市計画マスタープランづくりにおける地域づくり懇談会	5小学校区において、都市計画の理解を深めながら都市マスタープランを説明し、地域の課題や方向性を話し合った	開催回数：15回 参加人数：227人	地域整備課
3	人・農地マスタープラン説明会（座談会）	「地域農業のあり方等のプラン」についての説明、見直し協議を町内5地区で開催	開催回数：5回 参加者数：41人	農林水産課
	以下余白			

6. 行政の役割と責任⑥ 第18条 危機管理

（危機管理）

第18条 行政は、町民の生命及び財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【解説】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

昨今の北朝鮮のミサイル騒動もあり、危機管理の重要性が再認識されているところである。①町民の生命及び財産を守るための施策 ②自然災害に備える施策 ③犯罪、事故防止のための施策 の3つの観点から、防災基本条例、防災無線事業、防犯協会の取組、交通安全協会の取組、消防団の取組、自主防災組織の取組等を検証した。

検証①危機管理に万全ということはないが、一定の水準に達していると認められる。

検証②自主防災組織率も高く町民の防災意識を高める施策は奏功している。

（人口カバー率 83%）今後も、その取組を継続してほしい。

7. まちづくりのしくみ① 第29条 財政運営

(財政運営)

第29条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して、これを公表します。

【解説】

町の財政情報は、町民の生活に大きく関わる重要な情報です。「どのようにお金を使う予定か」「実際どのようにお金が使われたか」を公開し、町民がそれを理解することは、ともにまちづくりを進めていく上で重要です。

おいらせ町総合計画実施計画、予算に関する説明書、決算報告書（主要施策の成果）等の刊行資料を確認し、健全な財政運営が行われているか検証した。

検証①財政運営は概ね健全であるといえる。

検証②財政計画（総合計画）の策定には住民の意見も反映されており協働のまちづくりが実現されているといえる。

8. まちづくりのしくみ② 第31条 情報公開・情報共有

(情報公開・情報共有)

第31条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【解説】

1項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは審議会、委員会の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

○事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況

※原則公開

事務・事業の名称		公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
1	町長交際費の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	総務課
2	くらしのガイドブック (2017 保存版)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H29/3～	総務課
3	町長提出議案の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/5～	総務課
4	町個人情報取扱事務登録 簿の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/8～	総務課
5	人事行政等の公表 (平成 28 年度)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/12～	総務課
6	等級及び職制上の段階ご との職員数の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/12～	総務課
7	町職員定員適正化計画見 直しの公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/10～	総務課
8	おいらせ町行政経営計画 の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/12～	総務課
9	第 24 回参議院議員通常選 挙結果の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/8～	総務課
10	おいらせ町行政経営推進 委員会会議録の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	総務課

事務・事業の名称		公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
11	まち・ひと・しごと創生 総合戦略会議会議録（第 1回）	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H29/1～	企画財 政課
12	まち・ひと・しごと創生 総合戦略検証部会会議 録（第1～3回）	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/9～	企画財 政課
13	平成 27 年度おいらせ町 ふるさと応援寄附金実 績	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/5～	企画財 政課
14	第1次総合計画実施計画 (H28～30)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/4～	企画財 政課
15	平成 29 年度当初予算の 概要	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H29/3～	企画財 政課
16	財政状況の公表 (前年下半期)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/6～	企画財 政課
17	財政状況の公表 (上半期)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/12～	企画財 政課
18	平成 27 年度おいらせ町 の財務書類	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H29/3～	企画財 政課
19	平成 27 年度財政健全化 判断比率等の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/9～	企画財 政課
20	入札予定 入札結果	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	随時～1 年間	企画財 政課
21	公共工事発注見通し (上半期・下半期)	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	(上)H28/4～ (下)H28/9～	企画財 政課

事務・事業の名称		公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
22	入札参加資格名簿	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H27/7/1/ ～H29/6/30	企画財 政課
23	公共施設等総合管理計画	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	広報1月号 H28/12/1～	企画財 政課
24	平成27年度補助金等交付実績一覧	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/10～	企画財 政課
25	自治基本条例運用状況 の平成26年度検証結果	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	H28/6～	まちづ くり防 災課
26	町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び 子ども・子育て会議	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	町民課
27	議会本会議の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	議会事 務局
28	予算・決算特別委員会の 会議録	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	議会 事務局
29	議員全員協議会の会議 録	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	随時	議会 事務局
30	総務文教・産業民生常任 委員会及び議会運営委 員会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	随時	議会 事務局
31	議会広報 「ぎかいだより懸橋」	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	議会 事務局
32	議長交際費の公開	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他 ()	通年	議会 事務局

事務・事業の名称		公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
33	議会定例・臨時会の開催案内	広報紙・ <u>防災無線放送</u> ・説明会・ <u>ホームページ</u> ・ <u>印刷物</u> その他（ ）	随時	議会事務局
34	人・農地マスタープラン公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ <u>ホームページ</u> ・印刷物 その他（ ）	H28/4～	農林水産課
35	教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書ー平成 27 年度実績ー	広報紙・防災無線放送・説明会・ <u>ホームページ</u> ・印刷物 <u>その他（委員会内閲覧）</u>	H28/10/1 ～H28/11/30	学務課
36	教育委員会定例会の開催案内	<u>広報紙</u> ・防災無線放送・説明会・ <u>ホームページ</u> ・印刷物 その他（ ）	随時	学務課
37	国民健康保険おいらせ病院改革プラン	広報紙・防災無線放送・説明会・ <u>ホームページ</u> ・印刷物 その他（ ）	通年	病院
	以下余白			

9. まちづくりのしくみ③ 第33条 参加の保障

第 33 条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【解説】

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

1) 町民の意見を求めるために実施した事務・事業

No.	事務・事業の名称	実施方法 (該当するものすべてに○)	実施日	担当課
1	町長とフレッシュトーク (百石高校生との懇談)	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他(公聴会)	H29/2/1	総務課
2	町長とかだるべや (熟年団体との懇談)	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他(公聴会)	H28/12/15	総務課
3	おいらせ町行政経営計画 (案)等に対する意見募集	公聴会・パブコメ・アンケート	H28/10/26 ～11/25	総務課
4	広報紙モニター会議	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他(公聴会)	①H28/7/20 ②H29/2/20	総務課
5	広報紙モニターアンケート	公聴会・パブコメ・アンケート	H28/6/2、9/15、 12/1	総務課
6	十五の春と語る	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他(公聴会)	H28/7/5、7/19、 7/20	総務課
7	行政推進委員会議	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他(公聴会)	①H28/4/20 ②H28/12/14	まちづくり防災課
8	各児童館の今後の運営等に関する利用者(保護者)の意向調査	公聴会・パブコメ・アンケート	H28/6/3～6/24	町民課
9	平成28年度おいらせ町体育協会情報交換会	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他()	H28/11/16	社会教育・体育課
10	平成28年度おいらせ町スポーツ少年団関係者情報交換会	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他()	H28/10/12	社会教育・体育課
11	地域福祉計画(案)に対する意見募集	公聴会・パブコメ・アンケート・ その他()	H28/12/20 ～H29/1/20	介護福祉課
	以下余白			

2) パブリックコメントの実施状況

No.	事務・事業の名称	パブコメの手法 (該当するものすべてに○)	パブコメ期間	コメント件数 及び内容	担当課
1	おいらせ町行政経営計画（案）等	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/10/26 ～11/25	6 件	総務課
2	八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン（原案）	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H29/1/20 ～2/20	0 件	企画財政課
3	公共施設等総合管理計画（素案）	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/9/1 ～10/5	1 件	企画財政課
4	地域福祉計画（案）に関する意見募集	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	H28/12/20 ～H29/1/20	0 件	介護福祉課
	以下余白				

10. まちづくりのしくみ④ 第36条 選挙における情報共有

(選挙における情報共有)

第36条 おいらせ町は、住民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と住民の情報共有の機会を設けます。

【解説】

積極的に選挙をピーアールし、住民の政治への関心を高め、投票率の向上を図ることは、よりよい地域社会づくりと民主主義の実現にとって有益です。

公職選挙法により、行政が候補者討論会等を開くことはできない。投票率を上げるためのPR等、可能な施策の実施状況を検証した。

検証①投票率向上のために必要な施策は実施されている。

検証②町議会議員選挙、町長選挙において選挙公報の発行についてルールが整備された。好ましい取組である。

1 1. 【特にお知らせしたい事項】

①総務課（SNSによる情報発信）※条例第31条関係

自治基本条例第31条第1項では、「行政情報を可能な限り公表」とあり、また、同項の解説では、「広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動」とある。

平成28年9月より、広報活動のツールとしてSNS（Facebook）が追加されたことに伴い、「おいらせ町役場」のアカウントを設け、当課の広報広聴係が主導的役割を担い、全庁各課の職員が情報発信を行っている。

H28.7 庁議決定（所管課：企画財政課）

H28.9 SNS（Facebook）による情報発信開始

②社会教育・体育課

「おいらせの学びMIRAIカフェ」

住民と行政が一緒においらせ町を考える場を提供し、協働による地域づくりの実践につなげる学習活動として、平成27年度から引き続き、住民ワークショップ「おいらせの学びMIRAIカフェ」を開催した。5月～12月まで全4回のワークショップには延べ66名の住民が参加した。また、6月にはMIRAIカフェのコアメンバー企画イベント「みなくるマルシェ」を開催し、ワークショップで出たアイデアを実際に実践する学習活動ができた。

平成29年度 第1回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成29年4月25日（火） 15:30～16:50
場 所	本庁舎2階 202会議室
出席者	委員6名、事務局3名

内 容（要約）
・今年度の検証内容は、行政に関する10条文となる。 17,31,33条については、例年の方法を踏襲 13～16条の行政の内部的、内面的なものについては、客観的な検証は難しいので、ある程度外見上からわかること（町長の公約の実現度や「町民の声」の対応状況等）の検証 18条の危機管理については、防災基本条例の検証 29条の財政計画については、町の総合計画、実施計画、予算書、決算報告書の検証 36条の選挙関係は、投票率向上の施策を検証 ・13条に関して、町長の公約は抽象的で、検証は難しい。 ・13条に関して、試験で優秀なものが採用されていることから、職員の資質は良い。 ・16条に関して、「町民の声」の投稿件数を調べる。 ・18条に関して、防災基本条例は毎戸配布していないが、毎月広報に要点（町民の防災意識を高めるような内容）を連載していた。 ・29条に関して、総合計画、実施計画、予算書、決算報告書の検証といっても、かなりの量があり、我々の持ち時間では無理だと思う。 ・選挙関係では、前に町内会の主催で候補者を集めての討論会をやったことがあるが、行政主催では公職選挙法の規制もあるため無理だろう。国政でやっている選挙公報を、町でも取り組む可能性がある。 ・防災と関連して、空き家対策や空き家の実態調査事業に関しては、一昨年に実態調査を行い、空家特措法に基づいて協議会や条例を作る取組をこれから進めるところ。 ・町民の声の統計的なデータはほしい。 ・差当りは、全項目を条文の順に沿って取り組む。

平成29年第2回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成29年6月12日（月） 15:00～
場 所	本庁舎 202会議室
出席者	委員4名、事務局2名

内 容（要約）
・13条の行政の役割と責任について、きちんと職務に当たっているか疑問に思うようなところもある。町長は、法律に触れるようなことはこれまでやっていない。 ・14条の行政の執行、資質向上について、町長は市町村アカデミーでの研修に時々参加している。職員が研修を受けてきたときは報告会を随時行っており、役場の中での研修もある。おいらせ塾は、町長が変わってやめた。 ・職員提案制度があり、提案してお金をもらうということではなく、町職員として経営改革や経費削減の意識は持っているので、商品や金額には拘らないと考えている。今年、人事評価制度が始まり、給料が加算や減算の可能性もある。 ・町長と町職員の情報共有については、庁議や課長会議で意見交換しており、十分機能していると思う。 ・15条の町民との関係については、いいことが書いてある。昔は役場職員が上から目線だった。 ・16条の苦情相談への対応について、苦情にあまりにも対応しすぎで、砕石や除雪に関しては、あまり神経質にならなくていいと思うが、断水等にはすぐ対応してほしい。防風林に不法投棄のゴミがあると役目を果たさないなので、迅速に対応してほしいし、こういうことは小さい子供たちから教育をしないとイケない。 ・役場内の町民の声の箱には、そのときの応対や直前の苦情が多く、インターネットのほうは、町に提言したい、意見を申したい方が多い。

平成29年度第3回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成29年8月29日（火） 15:00～17:00
場 所	本庁舎 202会議室
出席者	委員6名、事務局1名

内 容（要約）
・ 前回は13～16条を検証した。今回は17,18,31,33,36条を検証する。 ・ 17条の各種説明会については、前回と同じ検証の仕方で、次回までに各課に照会し報告する。 ・ 18条の危機管理については、現行では防災基本条例があり、訓練の実施や災害ボランティア連絡協議会の立ち上げ等、施策に関してはいいと思う。 ・ 消防団の団員が少なく、若い人がいなくて心配という声もあるが、町では昨年、消防団員の任期を1年延ばし、団員確保のPRにも力を入れている。 ・ 防災無線の戸別受信機については、原則、屋外アンテナを取り付けている。場所によってはアンテナが無くても聞こえる。聞こえづらくアンテナは付けたくないが、聞こえるようにしてほしいという要望には応えられない。 ・ 31条と33条の情報公開、情報共有、参加の保障について、町長のフレッシュトークは、町長と話すのはいい機会だが、町全体のことになったら課長から答えてもらうようなスタイルがいい。 ・ 36条の選挙における情報共有について、投票率を上げるのに、投票する側だけに重きを置いているが、新人候補者がいっぱい出ないと活性化されないため、もっと立候補しやすい環境ができればいい。候補者と住民の情報共有の機会としては、候補者と利害関係がないところが主催する討論会ならば参加できる。選挙公報の話は出ている。

平成 29 年度第 4 回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成 29 年 1 月 22 日（水）
場 所	本庁舎 202 会議室
出席者	委員 6 名、事務局 2 名

内 容（要約）
・ 今回は、17,31,33 条の情報公開。情報共有、29 条の財政運営について検証する。 ・ 17 条の情報公開と説明責任、事前の予備知識や周知、町民に対してわかり易い説明、取り組み状況について、今年は 3 件の実績。前回は 2 件の実績で、年 2,3 件の実績がある。 ・ 31 条の情報公開について、今回は 37 項目で、ほとんどはホームページで公開されている。前回は 35 項目、前々回は 25 項目で、少しずつ公開が増えてきている。 ・ 印刷物は 4 件ほどしかなく、広報に挟んで配布している。その他はホームページから手に入るようになっている。ホームページだけでは見ることが出来ない人がいるという意見もあるが、何かあったときには情報公開しているから見ることは出来る。 ・ 33 条の参加の保障について、町民の意見を求めることについては公聴会が多かった。その他はアンケート。ホームページでパブリックコメントを募集するという手法が主で、コメントが 0 の事業もあり、意見を集めたくても集まらない状況。 ・ 総務課から SNS（フェイスブック）を始めたとの報告。ホームページとは違った柔らかな印象で町の情報を発信中。 ・ 29 条の財政運営について。 ① 財政計画の運営については、町では 10 年間の財政計画を立てていて、毎年見直しをしている ② 予算説明書の作成については、わかり易くするため、予算の概要や表などを使って毎年公開している ③ 決算において費用対効果を検証して公表することについては、主要施策の成果を作成し、決算書とは違った視点から載せている

平成29年度第5回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成30年2月6日（火） 15:00～17:00
場 所	本庁舎 203会議室
出席者	委員6名、事務局2名

内 容（要約）
・これまでの検証作業の内容を、検証結果報告書（案）にまとめたので、順に確認と修正を行う。 ・13条の町長と町職員の役割と責任については、役割と責任を果たすに問題行動等はない点と、自治基本条例の認識を高めてほしい点を指摘。問題行動は「ない」と断定的なので、「見受けられない」と表現を改める。 ・14条の行政の執行については、予算の執行、町長、職員の資質向上について、財政が健全である点と研修の定期的受講を評価し、その成果の町民への還元を促す点を指摘。財政が「健全である」と断定的なので、「概ね健全」と修正。 ・15条の町民との関係については、町長、町職員の町民目線からの乖離を戒める心構えを説く規定だが、検証困難なので、本条の趣旨を阻害する行政行為の有無を検証し、無と判断。 ・16条の苦情、相談への対応については、適正と判断。除雪はサービス過剰との意見があったので、町民の自助努力の必要性の指摘も出たが、記載は見送り。 ・17条の情報公開と説明責任については、各課に照会した取組状況を示し、わかり易さ、参加しやすさを求める指摘。 ・18条の危機管理については、防災基本条例等も整備し、万全とは言えないが、必要な水準に達している点を指摘。町民の防災意識も高く、自主防災組織も人口カバー率83%と組織率も高い点を評価。「必要な水準」では不明瞭なので「一定の水準」と修正する。町民の高い防災意識を評価しつつも、その取り組みを継続するよう求める表現に改める。 ・29条の財政運営については、14条1項と重複するので、同じく、財政運営は「概ね健全」と修正。財政計画の策定については、住民の意見も反映する仕組みがあり、機能していることを評価。 ・31条の情報公開と情報共有については、各課に照会した取組状況を示し、会議録の公表を促す指摘。 ・33条の参加の保障については、各課に照会した取組状況を示し、事業名の堅苦しきの解消、意見を出しやすくする工夫、意見の顛末の反映について指摘。パブリックコメント等で、コメント数自体が少ないせいもあるが、特定の人や特定の意見に偏らない工夫を求める指摘を追加する。

- 36 条の選挙における情報共有については、投票率向上の施策に一定の評価。町議会選挙、町長選挙における選挙公報の発行のルール化を評価。PR とピーアールで表現が異なっている部分があったが、条例本編の解説文には「ピーアール」とあり、アルファベットの PR のほうが一般的なので、報告書ではそのように表記した。次年度の条例全体の見直しの際に、解説文の表記を検討する。選挙公報については、選挙事務担当者によると、公示翌日に、行政推進委員を介さずに配達事業者により毎戸配布するとのこと。
- 検証資料に、総務課のフェイスブックによる情報発信の取り組みと、社会教育・体育課の「おいらせ学び MIRAI カフェ」の取組報告を付け加える。